

国立大学法人信州大学とKDDI株式会社の 包括的連携に関する協定書

国立大学法人信州大学とKDDI株式会社は、次のとおり包括的連携協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、両者が包括的な連携のもと、双方の資源を有効に活用することにより、教育、学術、産業等の分野で相互に協力し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 両者は、次に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 教育・人材育成に関すること
- (2) ベンチャー起業支援に関すること
- (3) 地域産業の振興及び地域社会の活性化への貢献に関すること
- (4) 学術研究に関すること
- (5) その他両者が必要と認める事項

(実施内容)

第3条 前条に掲げる連携事項の実施内容は、双方において協議の上、決定するものとする。

- 2 前項の合意内容は必要に応じて書面にて取り交わすものとする。
- 3 連携事項の実施内容の選定にあたっては、本協定の目的の達成に資するよう配慮するものとする。
- 4 両者は、事前に本協定上の他の全ての当事者の書面による承諾を得た場合は、前項各号に定める事項の一部を、自己の関係団体、関係法人に実施させることができる。その場合、両者は、本協定に定める自己の義務を当該関係団体、関係法人に遵守させるものとし、当該関係団体、関係法人による行為について責任を負うものとする。

(秘密等の保持)

第4条 両者は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間満了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩しては

ならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項に関し、必要な事項は別途契約等を締結するものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両者の合意により更新することができる。

(その他)

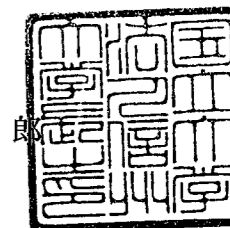
第6条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について必要がある場合は、両者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年3月2日

国立大学法人信州大学長

中村宗一郎



KDDI株式会社

経営戦略本部 地域共創推進部長

白井

